

介護インフォメーション'25 Vol. 9

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和7年12月19日発行

I 【重要】介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

長野県では、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築するため、標記補助金を実施しています。

申請した全ての法人あてに、12月下旬から1月上旬にかけて額の確定通知を発出しますのでご確認をお願いいたします。

なお、申請時に精算払を希望した法人については、請求書が別途必要となりますので、額の確定通知に同封の通知を確認し、請求書の提出をお願いいたします。精算払希望法人の振り込みは1月下旬から2月中の予定です。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 指定介護保険事業所の指定有効期間満了のお知らせについて

令和8年1月、2月及び3月に有効期間満了日を迎える事業所について、法人あてに令和7年10月10日付で通知を送付しています。

通常、指定有効期間満了日の1か月前までに指定更新申請書類を提出するよう依頼しているところですが、令和8年1月、2月及び3月は、更新を迎える事業所が多数となることから、更新申請時期を早め、保健福祉事務所毎に受付をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

つきましては、以下の期限までに、「電子申請届出システム」で申請してください。システム環境が整わない場合は指定（許可）更新申請書等を保健福祉事務所福祉課へ2部ご提出ください。

○指定有効期間満了日が令和8年1月15日の事業所：令和7年12月15日（月）

○指定有効期間満了日が令和8年1月31日以降の事業所：令和7年12月26日（金）

なお、令和8年1月、2月及び3月に有効期間満了日を迎える県指定の事業所において、県からの通知が届いていない場合は、至急介護支援課サービス係までご連絡をお願いします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 協力医療機関に関する届出について

高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、1年に1回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられています。（令和6年度介護報酬改定により義務化）

令和6年度に届出をいただいた事業所においても提出が必要ですので、次のとおり提出をお願いします。（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません）

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

1. 該当サービス（県指定関係のみ記載）

- (1) 特定施設入居者生活介護
- (2) 介護老人福祉施設
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護医療院
- (5) 養護老人ホーム
- (6) 軽費老人ホーム

2. 提出書類

- (1) 協力医療機関に関する届出書
- (2) 協力内容が分かる書類（協定書等）

※協力医療機関に変更がない場合も提出してください

3. 提出先

事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課

4. 提出方法及び部数（次のいずれかの方法による）

- (1) 郵送 2部
- (2) メール（件名は「協力医療機関届出書（事業所名）」としてください。）

5. 提出期限

毎年3月末日まで

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」
→サービス業務のうち「令和6年度介護報酬改定等について」→「協力医療機関に関する届出について（特定施設入居者生活
介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）」内の「こちらのページ」参照
【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 介護職員等処遇改善加算取得促進事業に係る個別相談支援の実施について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで専門家による個別相談を無料で実施しています。ぜひご相談ください。

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部内 電話：026-232-0898（直通）

FAX：026-232-0906 電子メール：info@kaigo-center.or.jp

V 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載 URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/sermonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2026年1月1日～2026年1月31日	2025年11月11日～2025年12月10日
2026年2月1日～2026年2月28日	2025年12月11日～2026年1月10日
2026年3月1日～2026年3月31日	<u>2025年12月11日～2026年2月10日</u>

※申請予定者多数のため、2025年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。

※令和7年（2025年）12月又は1月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様に知つていていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためにには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」
→「介護インフォメーション」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp